

令和6年第5回東京都北区教育委員会臨時会

会 議 月 日	令和6年8月28日（水）午後1時30分		
開 催 場 所	北区教育委員会室		
出 席 委 員	教 育 長	清 正 浩 靖	委 員 本 間 正 江
	委 員	宮 川 淳 子	委 員 長 谷 川 み どり
	委 員	長 谷 川 勝 久	委 員 名 島 啓 太
事 務 局 職 員	教育振興部長	教育政策課長	
	学び未来課長	学校改築施設管理課長	
	学校支援課長	生涯学習・学校地域連携課長	
	教育指導課長	教育総合相談センター所長	
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	23号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和6年第3回東京都北区議会定例会）（予算関係）	承認
2	24号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和6年第3回東京都北区議会定例会）（条例等関係）	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
1	18号	訴訟について	了承
2	19号	「旧岩淵水門」の重要文化財指定について	了承

令和6年第5回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和6年8月28日（水） 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和6年第5回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、日程第1、第23号議案「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和6年第3回東京都北区議会定例会）（予算関係）」を議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第23号議案をお願いいたします。お示しの議案でございます。

1ページ、おめくりをお願いいたします。

本議案につきましては説明欄のとおり、教育に関する事務についての議案作成に当たりまして、区長から意見を求められているため、本案を提出するものでございます。

議案は真ん中の列に記載の、令和6年度東京都北区一般会計補正予算（第3号）でございます。その前の行に記載のとおり、議案の作成に異議がない旨を回答することにつきまして、今回ご審議をいただくものでございます。

3ページからが議案となっております。

恐れ入ります。4ページをお願いいたします。

補正予算3号の第1表を掲げてございます。第1表、歳入歳出予算補正でございます。初めに、上段が歳入でございます。縦の列、右から2列目補正額の欄です。一番下の歳入の合計で11億2,570万9,000円の増額でございます。歳出はその下の表でございます。同様に右端から2列目、補正額の欄、一番下の歳出合計で11億4,459万7,000円の増額でございます。

それから、その次のページが債務負担行為補正となっております。お示しの委託や工事等につきまして、お示しのとおり、追加あるいは変更を行うものでございます。

内訳は恐れ入りますが、別添のA4、1枚ものの資料、裏表でございます。こちらにてご説明をさせていただきます。

まず、たくさん書いてあるほう、歳出のページからご説明をいたします。

第1項の教育総務費でございます。事務局費、教員給与費についてです。この後も出てきますが、当初見込み段階の職員数から実際に配置された人数へと予算額の調整を行うものでございます。

その2行下になります。教育指導費です。（7）の中学生海外交流事業費、500万余の増額でございます。増減説明欄のとおり、北区からの派遣人数を増やすことに伴うものでございます。

その4行下になります。小学校費の学校管理費（5）学校施設整備費、590万の増額です。西ヶ原小学校におきまして、児童数増及び35人学級の対応によりまして、普通教室を確保するため、増築棟を建設することに伴うものでございます。適正な施工管理や安全管理の観点等からリノベーション工事同様、工事監理業務を設計者へ委託するものでございます。

その2行下でございます。（2）学校リノベーション事業費でございます。11億2,000万円余の増額です。令和6年度から8年度にかけまして、豊川小のリノベーション工事に伴うものでございます。増減説明欄のとおり、工事に合わせまして工事監理業務を委託する経費を計上するほか、実施設計完了に伴う工事費を計上するものでございます。

続いて下段の表でございます。債務負担行為の関係でございます。

債務負担行為でございますけれども、予算は単一年度で完結するのが原則でございますけれども、一つの事業や事務が単年度で終了せずに後の年度においても負担、支出しなければならない場合におきましては、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めておきます。これを債務負担行為と言います。

下段の表で右から2列目の縦列、増減説明欄でございます。

上から3行目、西ヶ原小の工事に関する経費でございます。それから、その2行下に豊川小の工事に関する経緯でございます。いずれも補正の理由につきましては上段の表にて、説明をしたところでございますけれども、いずれも複数年にわたることから債務負担行為を新たに設置することに伴いまして、お示しの限度額を定めるものでございます。

一番下の行、増減説明欄でございます。堀船中学校の改築工事に関しまして、この6月の補正予算にて債務負担行為の限度額変更を行いました。入札不調となりました。11月の再入札に向けまして、改築工事費を増額するための再度の債務負担限度額の変更を行うものでございます。

堀船中学校の改築期間中、旧桜田小学校におきまして学校運営を行ってございます。旧桜田小学校までバス送迎を行っている近年のドライバー不足に伴いまして、令和6年度、バス送迎の契約に関する入札で不調となったことを踏まえまして、他自治体との入札時期の重複を避けるため、早期の送迎手段を確保するため、債務負担を設定するものでございます。

裏面に歳入が掲げてございます。裏面、歳入、ただいまご説明いたしました豊川小学校リノベーション工事に伴う国庫補助金、あるいは基金から繰入れにつきまして、お示しのとおり、歳入の増額補正を行うものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（質疑・意見なし）

清正教育長	ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
清正教育長	ご異議ないと認め、第23号議案につきましては原案どおり承認することに決定いたします。 次に日程第2、第24号議案「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和6年第3回東京都北区議会定例会）（条例等関係）」を議題に供します。 学校支援課長から説明をお願いいたします。
学校支援課長	教育長
清正教育長	学校支援課長
学校支援課長	それでは、日程第2、第24号議案、教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について、条例関係等についてご説明申し上げます。 議案書1ページ、説明欄をご覧ください。 教育に関する事務についての議案が作成されるに当たり、区長からなされた教育委員会への意見聴取に対して異議がない旨、回答するため、本案を提出するものです。 続いて、議案書2ページをご覧ください。 今回、区長から意見聴取を求められている条例案件はお示しの2件でございます。順を追って、ご説明いたします。 まず、1件目、3ページです。 東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 5ページ、説明欄をご覧ください。 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める制定の一部改正に伴い、介護保険の額の改正を行うとともに、東京都北区立認定こども園を幼保連携型認定こども園から幼稚園型認定こども園に移行することに伴う規定の整備をするものでございます。 6ページ、新旧対照表をご覧ください。 第1条でございます。こちらは幼稚園型認定こども園の移行に伴う条例の規定整備でございます。 第12条でございます。こちら、介護補償に関する箇所につきまして、それぞれ基準を定める制定に合わせた改正を行うものでございます。 申し訳ございません。4ページにお戻りいただき、付則でございます。 本改正条例は公布の日に施行して、介護補償に関する部分については令和6年4月1

日に遡及して適応するものでございます。また、幼稚園型認定こども園への移行については令和7年4月1日に施行するものとしております。

続いて2件目、8ページになります。東京都北区立認定こども園条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

10ページ、説明欄をご覧ください。

東京都北区立認定こども園を幼保連携型認定こども園から幼稚園型認定こども園に移行するとともに、幼稚園型認定こども園として東京都北区立うめのきなかよしこども園を設置するため、この条例案を提出するものでございます。

11ページ、新旧対照表をご覧ください。

第1条でございます。幼保連携型認定こども園から幼稚園型認定こども園に移行するための改正をするものでございます。

続いて第4条、5条、6条、8条、9条、10条、11条でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第2号により、幼保連携型認定こども園につきましては、区長に事務の権限があり、教育委員会が委任して行ってきたところ、このたび幼稚園型認定こども園に移行することから事務権限について、教育委員会である旨の内容を規定するものでございます。

続いて、12ページ、別表です。

うめのきなかよしこども園を新設するために、名称、所在地を定めるものでございます。なお、所在地は13ページ、案内図のとおり、梅木小学校の中に設置いたします。

10ページにお戻りいただいて、付則です。

条例の施行期日は令和7年4月1日として、そのための準備行為はできるものとしております。これまで仮称としていた名称も今後は正式名称として使用してまいります。また、付則3項において、うめのきなかよしこども園新設に伴い、幼稚園条例を改正し、うめのき幼稚園とじゅうじょうなかはら幼稚園は廃止するものでございます。なお、これにより条例上の幼稚園は、たきさん幼稚園とふくろ幼稚園のみとなりますが、いずれも令和7年4月1日時点では休園中となることから、8年度以降区立の幼稚園は実質なくなることとなります。

以上、2件の条例改正について、区長からの意見聴取についてご説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長

説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長	ご異議ないと認め、第24号議案につきましては原案どおり承認することに決定いたします。 次に日程第3、報告第18号、「訴訟について」です。 教育政策課長から説明をお願いいたします。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	それでは報告第18号をお願いいたします。1枚おめくりをいただきまして、簡潔に内容をお示ししてございます。 1番、事件の表示、お示しのとおりでございますけれども、原告は事件当時区立中学校在学生徒並びに当該生徒の父母及び弟二人でございます。被告につきましては東京都北区ほかと国、あるいは医療法人社団ということでございます。 2番の請求の趣旨でございます。区教育委に関する請求は①のみでございますけれども、北区立中学校の教員が北区子ども家庭支援センターに虚偽の虐待通告をしたということでございます。②③、お示しのとおりでございます。 今後の予定につきましてはお示しのとおりとさせていただきます。 大変雑駁ですが、説明とさせていただきます。以上でございます。
清正教育長	説明、ありがとうございました。ただいまの件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	ありがとうございます。ご質疑、ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。 次に日程第4、報告第19号「旧岩淵水門」の重要文化財指定について」です。 飛鳥山博物館長から説明をお願いいたします。
飛鳥山博物館長	教育長
清正教育長	飛鳥山博物館長
飛鳥山博物館長	それでは私から、「旧岩淵水門」の重要文化財指定についてご報告申し上げます。 1枚おめくりいただきまして、1ページの別紙、教育委員会資料をご覧ください。

	1の要旨でございます、北区志茂五丁目地先に所在する「旧岩淵水門」につきまして、本年5月17日に国の重要文化財に指定するよう、文化審議会から文部科学大臣へ答申されておりましたが、このたび今月の15日に重要文化財指定の告示が行われたので、そのご報告でございます。 恐れ入りますが、資料2ページの報告第19号参考資料①をご覧ください。 こちらが8月15日の官報に掲載された告示の内容でございます。 1ページの別紙にお戻りいただきまして、2、対象となる文化財及び3、経過につきましては、お示しのとおりでございます。 また、本日委員の皆様にお配りしてございます岩淵水門と荒川放水路の冊子でございますが現在飛鳥山博物館で開催しております、荒川放水路通水100周年記念展示に合わせて作成したものでございます。後ほどご高覧いただければと思います。 私からの報告は以上でございます。
清正教育長	ご説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	1点、教えていただきたいのですが、この大変すばらしい重文に指定されたということについて、この岩淵水門関係は青山土氏のことも含めて、小学校3年生の社会科で学習すると思うんですけれども、学校への伝達とか、このことに関連して何か特別な呼びかけとか、そういったこともあるのでしょうか。
飛鳥山博物館長	教育長
清正教育長	飛鳥山博物館長
飛鳥山博物館長	今回、この岩淵水門に関する展示でございますけれども、100周年の記念展示といたしまして、こちらに学校というよりは全区民に対しまして北区ニュースですとか、ホームページ等でお知らせをしております。 以上です。
清正教育長	何か補足がある理事者は、特にないですか。
教育指導課長	教育長

清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	特段、本間委員。動きとしては今のところしていないのですが、もし考えられることとしては副読本の改定時にその内容について少し入れるとか、そういったことで授業活用のほうを促していけるかなと思っています。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	ありがとうございます。先日、私どもは参観させていただいただけなんですけれども、お子さんたちから様々なご意見を区長自らがお聞きになる場を参観させていただいたときにも、荒川に関する事で様々なすてきなアイデアが出ていたかというふうに思います。とても大きなきっかけだというふうに思いますので、ぜひこういうときこそ、学校との連携といったことが北区を愛する気持ちにもつながっていくというふうに思いますので、引き続き、何らかの働きかけを積極的にしていただけたらなというふうに願っております。よろしくお願いいたします。
清正教育長	ありがとうございます。 ほかにはいかがでしょうか。
宮川委員	教育長
清正教育長	宮川委員
宮川委員	先日、私、飛鳥山博物館のほうに行きまして、今開催されております9月1日までの展示会を拝見いたしました。その際に、今の学校のほうにということでしたが、夏休みということもございまして、家族連れ、小さなお子さん、小学生くらいのご家庭の方、あとはもう少し大きいお子さんを連れの方というふうに区民の方も非常にたくさんの方が展示会を見に来ていたという印象で、やはり岩淵水門というのは秋の花火でも大変身近ですし、子どもさんたちはお父さん、お母さんと花火のところだよねなんておっしゃっていました。今は特に水害とか、防災とかの教育の面でもやはり大事なことになりますので、ぜひたくさんの方が来ているとは思うんですけれども、何らかの形で今後もこういう防災に関するところまで、つなげていってくださればいいなというふうに思いました。
清正教育長	ありがとうございます。 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 (質疑・意見なし)

清正教育長

それでは本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程は全てを終了いたしました。これをもちまして、令和6年第5回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。